

社援地発 0327 第 11 号

平成 27 年 3 月 27 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野
との連携について（通知）

平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するための生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「新法」という。）が施行される。

本制度に基づき生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、新法に基づく事業のみならず、他制度・他事業との連携が重要であり、その中で多重債務者対策との連携も必要である。

具体的には、多重債務等の課題を抱える方の支援においては、新法に基づく自立相談支援機関等（家計相談支援事業を実施している場合は、家計相談支援事業を行う機関を中心に連携を図ることが想定される。）と多重債務者相談窓口及び消費生活相談窓口、法テラス、弁護士会や司法書士会等との連携が重要である。

連携体制を構築する際には、例えば、多重債務者対策の連絡会議その他既に庁内に設置されている連絡会議等の場を活用し、両制度の役割分担、個別支援に向けた体制面での連携と円滑な連携のための方策の検討等を行うことが必要である。

各自治体等におかれては、本人の状況に応じたより包括的な支援が提供されるよう積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

また、当該通知については、所管省庁を通じて、各自治体の多重債務者対策担当部局にも周知されるので、ご了知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。